



スマホよろず相談の様子

問 デジタル情報格差の解消に向けた周知・啓発活動の取組の成果は。

答 情報格差の解消を図るため、令和3年度から高齢者のためのスマホ教室を開催してきた。スマートフォンをお持ちでない方には、貸出機の用意もしている。また、5年度には、受講者からの要望により、基礎から応用まで段階的に学べる体制を整えた。

6年度には同教室を全市民センターで12回開催し、160人が参加した。また、4年8月からは個別相談ができる支援体制も整備した。更に、5年度には、デジタル支援員を養成し、市民センターや市役所などに配置した。今後も様々な機会を捉え、事業の周知啓発を図り、高齢者が安心してデジタルを活用できる環境づくりを進める。



たかし まさき
瀧嶋 正紀
議員



高齢者支援の仕組みづくりを！

問 持続可能な権利擁護支援モデル事業の活用について。

答 国が実施している事業は、高齢者など、支援が必要な人に対する持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討するものである。

成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の充実を目的として、社会福祉協議会に中核機関の業務を委託し、相談対応や市民後見人の養成などの支援体制の強化に取り組んでいる。

7年度からは、社会福祉協議会が日本財団の助成を受け、本人の意思決定を支える意思決定フォローの養成など、より実践的な支援体制の構築に取り組む予定である。国の動向や成果を注視しつつ、関係機関と連携しながら、今後の支援の在り方の検討を進めていく。



おおそね ひであき
大曾根 英明
議員



就学援助制度窓口（学校教育課）

問 制度の普及について。

答 就学援助は、保護者の申請により世帯の所得状況を把握し、それを基に認定、支給をしている。必要とする人が利用できるよう、様々な機会を通じて周知を図っている。

ホームページと広報紙への掲載や就学時健康診断や入学説明会の際にチラシの配布をしている。在校生の保護者には、1月を目的に、学校を通してチラシの配布などを行っている。また、受給者には翌年度の申請をお知らせする通知を郵送している。

問 更なる拡充について。

答 援助項目や金額は、国の補助金交付要綱に基づく予算単価等一覧を参考に定めている。子育て家庭への支援として、引き続き関係課と連携を図っていく。



こじま ゆきひろ
小島 幸広
議員

